

山梨県社会福祉法人経営者協議会会則

(目 的)

第 1 条 本会は、山梨県社会福祉協議会定款第 3 4 条の規定に基づき設置することとし、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人強化のための基本的課題を調査検討し、かつ実践をはかり、広く成果を関係者に供し社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、山梨県社会福祉法人経営者協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 社会福祉法人の基礎確立のための調査、研究
- 2 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- 3 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- 4 経営に関する相談
- 5 その他目的達成に必要な事項

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、山梨県内において社会福祉施設を経営する社会福祉法人の理事長、若しくはこれに代わる役員とする。

(部 会)

第 5 条 本会に、児童福祉部会、老人福祉部会、障害福祉部会の 3 部会をおくこととし、本会事業の円滑な運営を図るため必要とする事項を調査・研究し、その対策の立案、実践をはかることとする。

2 部会は、会員の中より互選された部会員をもって構成する。

- (1) 児童福祉部会 10名
- (2) 老人福祉部会 10名
- (3) 障害福祉部会 10名

3 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 部会長は、部会員の中より互選する。

5 部会長は、必要に応じて部会員を招集し、部会を開催することとする。

6 本会に、次代を担う経営者の育成を図るため、山梨県社会福祉法人経営青年会をおくこととし、別に定める山梨県社会福祉法人経営青年会運営要綱により運営するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

理事 27名

監事 3名

2 本会に、会長1名、副会長3名をおく。

(役員を選任)

第7条 会長・副会長は、理事の中より理事会において互選する。

2 理事は、部会員の中より、各部会において互選する。

(1) 児童福祉部会 9名

(2) 老人福祉部会 9名

(3) 障害福祉部会 9名

3 監事は、部会員の中より、各部会において互選する。

(1) 児童福祉部会 1名

(2) 老人福祉部会 1名

(3) 障害福祉部会 1名

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は会長があらかじめ指名する副会長が代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 会議は、会を組織するものの過半数の出席をもって成立する。

3 会議に出席できない者は、代理者にその権限を委任することができる。

4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、会長があたる。

- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事項
 - (3) その他、本会の運営上重要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、必要に応じて開催し、会長が議長となる。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。

ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事に報告する。

 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 運営及び業務に関する事項
 - (3) その他、必要と認める事項

(顧問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費については、別にこれを定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務)

第16条 本会の事務は、山梨県社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が理事会にはかって定める。

付 則

- 1 この会則は、昭和63年8月9日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和38年4月11日施行山梨県社会福祉施設法人連合会会則は廃止する。
- 3 昭和63年11月1日施行山梨県社会福祉施設経営者協議会部会規定は廃止する。
- 4 この会則は、平成4年5月22日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 5 この会則は、平成12年5月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 6 この会則は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 7 この会則は、平成25年5月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 8 この会則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 9 この会則は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。